

# 沖縄県海岸漂着物対策地域計画 (案)



令和4年〇月  
沖縄県



# 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画

## 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」

沖縄県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の規定による国的基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定する。

本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国的基本方針の改訂等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。

また、本計画に基づき、県内の多様な関係者が協力・連携しつつ海岸漂着物対策を推進することは、沖縄21世紀ビジョン、更にはその実現に向けた沖縄振興計画において目標としている将来像の一つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現に向けた不可欠な取組である。

### 第1章 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

#### 1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯

国土の四方を海に囲まれた我が国において、海岸は、我々にとって身近な存在であり、古来より我が国人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。

しかしながら、近年、我が国の海岸には、海外由来のものを含む大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への被害等の深刻な問題が発生している。

海岸漂着物は、河川等の陸から海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、人間の日頃の行動や社会の有り様を映し出す鏡とも言え、また、海外由来のものが多くを占める地域もある。このため、我が国の美しい海岸線と豊かな海を守っていくためには、海岸を有する一部の地域だけでなく広範な国民や関係団体等が連携した回収と発生抑制の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成21年7月に海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、海岸漂着物処理推進法が成立した。

海岸漂着物処理推進法に基づき、国は、海岸漂着物等の実態把握調査を行うほか、都道府県等が実施する海岸漂着物等の処理やその発生抑制のための取組に対して財政的な支援を行ってきた。また、漂流又は漂着した流木の回収、漁業者等による海域環境保全のための取組への支援などを行ってきており、これらの取組は、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生の抑制に寄与してきた。

しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約10年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。以下同じ。）が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」とい

う。) や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

これらのことから、様々な国際的な連携・協力の枠組みや国際会議等において、海洋ごみ(海岸漂着物等) やマイクロプラスチック対策が取り上げられ、国際連携・協力の必要性の認識が高まっている。

このような状況を受け、平成 30 年 6 月に海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、海岸漂着物処理推進法の一部が改正・施行された。

## 2. 沖縄県における海岸漂着物対策の状況

沖縄県は、37 の有人島を含む 160 の島々からなる日本唯一の島しょ県であり、県全体で約 2,027 km の海岸線延長(全国第 4 位) を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を有している。しかしながら、県内の多くの島々には主に海外から大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は、海岸の景観や生態系、ひいては沖縄の重要な産業である観光にも影響を与える深刻な問題となっている。

海岸漂着物処理推進法の成立以後、約 10 年に亘り沖縄県が独自に実施してきた海岸漂着物に係る様々な調査研究によれば、県内全域の海岸には年間で約 26,000m<sup>3</sup> (約 3,000t) が漂着している。これらは海岸清掃による回収や台風等の荒天により再流出を経た結果、約 7,000 m<sup>3</sup> が常時存在している状況にあると推定される。また、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入・付着している有害物質が海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼしていることも明らかになってきている。

海岸漂着物対策としては、発生源対策のほか、繰り返し漂着するごみを迅速かつ継続的に回収・処理するという清掃活動が必要である。

海岸漂着物処理推進法では、海岸管理者はその管理する海岸の土地において海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、実際には海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状である。県は市町村との連携に加え、回収ボランティアや地域の多様な関係機関による参画・協力を必要とするとともに、回収処理に係る費用の確保も大きな課題となっている。特に人口の少ない離島では、回収作業に係る人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設が無いため遠方の処理施設へ海上運搬する費用も必要になる等、対策は更に困難な状況となっている。

## 3. 沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るために施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的とする。

海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵みを受けられるよう、海岸の多様な環境(良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等)が総合的に「保全」・「再生」されることを目的に行われる必要である。

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、概ね県内と海外の両方に由来している。

県内由来の海岸漂着物等については、海岸を有する地域にとどまらず、内陸部から沿岸部

へとつながる水の流れ等を通じて海岸に漂着等したものを含むため、河川を取り巻く流域圏といった内陸地域と沿岸地域が一体となり、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号) や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号) 等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である。

また、海外由来の海岸漂着物は、沖縄県が過年度に実施した実態調査によると、離島地域や市街地から離れた地域においてその割合が高く、近年は東南アジア地域由来の物もみられるが、東アジア地域で製造されたものが主体である。東アジア各国から県内の海岸に漂着する物がある一方で、県内から流出したものが海域を漂流、そして他地域の海岸に漂着することから、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。

昨今、国際的な課題となっているマイクロプラスチックについては、沖縄県の調査により、県内海岸にも多く存在し、海岸生態系へ影響を及ぼしていることも懸念されている。マイクロプラスチックは微細であり、その回収・処分が困難であることから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底、海岸漂着物等となったプラスチック類がマイクロプラスチックとなる前に速やかに回収し処理すること、県民生活のみならず経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プラスチック類の削減、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要である。

これらの視点を踏まえた上で、沖縄県が推進する海岸漂着物対策に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

なお、海岸漂着物処理推進法では、国は「海岸漂着物対策を推進するための必要な財政上の措置を講じなければならない」、「国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする」とされている。これらの海岸漂着物対策を推進するため、積極的に国への財政措置を要請する必要がある。

## (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより清潔な海岸の保持に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の円滑な処理を進めることによって清潔な海岸の保持を図ることが必要である。また、海岸漂着物等を処理することは、清潔な海岸の保持に加え、海岸漂着物等の海域への再流出防止により海洋環境の保全にも資することから、状況に応じた機動的な処理に努めることが重要である。

このような観点から、沖縄県では、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、以下に示す海岸管理者等の処理の責任や市町村の協力義務等の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図るものとする。

### ① 海岸管理者等の処理の責任等

#### ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、管理する海岸を清潔に保つよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずるものとする。その際、地域における経緯と実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者と連携し協力・支援を図り、適切な役割分担のもとに実施するものとする。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者・管理者は、その占有・管理する海岸が清潔に保たれるよう努めるものとする。

#### イ 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者・管理者に協力するものとする。

海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図ることとする。市町村の協力とは、例えば、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の処理施設において処分すること等が挙げられる。

#### ② 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請できるものとする。

市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。

#### ③ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

##### ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の適用関係

回収された海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)の規定に基づいて適正に収集、運搬、処分を行うものとする。

また、海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃掃法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。また、船舶から流出した石油類や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。

##### イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合、例えば、豪雨や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、沖縄県が緊急的に国の災害関連制度を活用する必要がある場合等、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求めるものとする。

##### ウ 沖縄県による援助

沖縄県は、県内の各地域における広域かつ詳細な自然的・社会的条件に係る情報を有することから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者(占有者がいる場合には管理者とする。)

による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をするものとする。

市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、沖縄県は、当該市町村に対しても援助を行うものとする。

## エ 廃棄物処理施設の整備の促進

沖縄県は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な措置を講ずるものとする。特に廃棄物処理施設が十分でない離島地域においては、運搬ルートの合理化など効率的な処理体制の構築を図るとともに、必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を促進するものとする。

### (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物の問題の解決を図るために、海岸漂着物等の処理の推進に加えて、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ることが必要である。

#### ① 3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれており、海岸漂着物等の発生抑制を図るために海岸漂着物等となるごみ等の排出抑制に努めることが重要である。

沖縄県では、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)をはじめとする各種リサイクル法やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に鑑み、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直すことでいわゆる循環型社会の実現を図るよう努めるものとする。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することから、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、不法投棄・ポイ捨て対策の徹底を図り、廃プラスチック類の海域への流出抑制に努める。また、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底して海域への流出抑制に努めるとともに、可能な限り、分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

#### ② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

県内の海岸では、長期間回収されずに放置された海岸漂着物等のプラスチック類が劣化してマイクロプラスチックとなっており、その一部が海域へ流出している可能性が示唆されている。したがって、漂着したプラスチック類が迅速に回収されるよう取組を推進する。

また、事業者によるマイクロプラスチック対策については、使用後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される洗顔料等のスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止の呼びかけや樹脂ペレットの漏出防止の取組等、我が国の産業界による自主的な取組が進められているところであり、引き続き、マイクロプラスチックの使用の抑制に努める。ま

た、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程を始め、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底に努める。更には、事業活動において原料となるプラスチックの使用を削減することや適切に循環利用されていないプラスチック資源を自らの責任において適正に処理すること等により、プラスチック類が海域へ流出することのないよう努める。

### ③ 発生の状況及び原因に関する実態把握

#### ア 海岸漂着物等に係る実態把握等

海岸漂着物等の発生実態には未解明の部分が多い。海岸漂着物等の発生抑制のための効果的な施策を的確に企画・実施するためには、その発生実態を可能な限り把握することが必要である。

沖縄県は、海岸漂着物等の発生状況、発生原因の実態を把握するため、定期的に調査を行い、得られたデータや把握した状況を関係者間で情報共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用してわかりやすく県内外に広報し、海岸漂着物等に関するグローバルな問題について普及啓発を図るよう努めるものとする。また、海岸漂着物等の実態については、地域住民、非営利活動組織（以下「NPO等」という。）やその他の民間団体等や学識経験者によっても自主的に各種の調査活動がなされているところであり、沖縄県はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に有効に活用するよう努めるものとする。

#### イ マイクロプラスチックに係る実態把握等

マイクロプラスチックについては、沖縄県が過年度に実施した実態調査により、県内海岸に多く存在すること、海岸生態系への影響リスクも科学的に明らかになりつつあるが、未だに未解明の部分も多く、更なる調査研究が必要である。

このため、県は、マイクロプラスチックの海岸や海域、河川等の公共水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進する。また、得られた最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、調査・分析・解析データ等の公表を通して、広く情報共有に努め、発生抑制のための施策の在り方などを検討し、必要な措置を講ずるものとする。

### ④ ごみ等の適正な処理等の推進

海岸漂着物には、家庭からのごみや漁業等の事業活動に利用され不要となった用具等が散見される。これらは適正に処分されない場合、その一部が河川等を経て海岸漂着物となるおそれがあり、これらを廃棄物として適正に処分することは、ひいては海岸漂着物等の発生の抑制にも資すると考えられる。

県民は、家庭からのごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴つて自ら排出するごみ等の排出抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組に努め、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

事業者は、その事業活動に伴つて海岸漂着物等が発生することないように努めるとともに、事業活動に伴つて生じる廃棄物を適正に処分すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

## ⑤ ごみ等の投棄の防止、県民の意識の高揚とモラルの向上

ごみ等の投棄については、廃掃法等に基づく規制・啓発によって対応されるべきものであり、適切かつ着実な執行が求められる。

海岸漂着物等は、家庭からのごみをはじめ身近な散乱ごみに起因するものも含まれており、これらは住宅地、市街地を流れる川、水路、側溝等を通じて海岸へと到達するため、海岸を有する地域だけではなく、全ての県民が海岸漂着物問題への認識を深め、ごみ等の投棄を行わないことが重要である。また、事業者は自身が取組むだけでなく、一般消費者等に対する啓発に努める必要がある。加えて、海岸漂着物等には、船舶の航行に伴い生ずるものも含まれているとの指摘があることから、船舶所有者への海岸漂着物問題の周知や、ごみ等の海上投棄の防止措置も進める必要がある。

沖縄県は、廃掃法や海洋汚染防止法等に基づく規制と併せて、ごみ等の投棄の防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止啓発活動等の普及啓発や環境教育を推進する。特に、県民に対しては、海岸漂着物等の実態や不法投棄・ポイ捨てが海洋汚染を引き起こすこと、海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川、水路、側溝等を経由する等して海域に流出又は飛散すること、廃プラスチック類が劣化しマイクロプラスチックとなって海洋に流出した場合に、生態系に影響を及ぼすおそれがあること等の問題の正しい理解を促すことにより、発生抑制の呼びかけを効果的に進めることが求められる。

また、県・市町村・NPO 等民間団体等が適宜連携・協力し、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄・ポイ捨ての抑制と早期発見に努める。

## ⑥ ごみ等の水域等への流出防止

海岸漂着物等には森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川、水路、側溝等又は海域に流出したもの（流木等の自然由来のものも含む。）も含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためにには、これらの水域等への流出防止を図ることが重要である。また、台風の際に河川を通じて非意図的に流出するものについても同様である。

県民又は事業者は、物品や土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。

沖縄県は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。更には、沖縄県における他の管理・保全事業と連携した効率的な排出抑制を図ることも必要である。

あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露店の営業等）その他の活動を行う者に対し、適切な器材管理や処分等をさせることでごみ等の排出抑制と流出防止に努めることが必要である。

## ⑦ 地域外からの海岸漂着物に対する連携

知事は、海岸漂着物の一部が他の区域（周辺国・他の都道府県・市町村等）から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該区域に対してその発生抑制等に関して協力を求めてこととする。

### （3）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物の対策に関しては、国・市町村等が責務を担っているが、意欲ある県民や民間

団体等の協力・参画が不可欠であることから、多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的な取組に努めること、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

### ① 県民、民間団体等の積極的な参画の促進

海岸漂着物は、国内外から発生するものであり、海岸漂着物問題は海岸を有する地域だけでなく、全ての県民による協力が不可欠である。

沖縄県は、海岸漂着物等の問題や処理等に対する県民の意識の高揚を図り、県民や民間団体等による自主的・積極的な取組や、地域の様々な主体の連携・協力を促進するため、普及啓発等の施策を講じるよう努めるものとする。

### ② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に基づいて自発的に海岸漂着物への取組に参加することを基本とする。このような自発的な意志が、民間団体等が活動を開始し、継続する動機となるものであるため、沖縄県との連携に際しては、その自発性・主体性が尊重されなければならない。

また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に、自発的な意欲をもって活動に参画し、相互に連携していくためには、当事者の公正性や透明性の確保が必要である。沖縄県はこの点に留意し、多様な主体による継続的な活動への参画が保たれるよう配慮しつつ、施策を進めるものとする。

### ③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

#### ア 民間団体等の知見等の活用と緊密な連携

民間団体等は、海岸漂着物等の処理等において自ら活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発活動等への参画を通じて地域の各主体の連携・協働のつなぎ手としての重要な役割を担うことが期待される。

沖縄県は、これらの団体が豊富な経験と知識、幅広いネットワーク、海岸清掃のノウハウ等を有していることを重視し、これらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮する。更に、これらの団体との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、民間団体等による充実した活動に向けた支援（財政上の配慮、技術的助言等）に努めるものとする。

#### イ 民間団体等の活動における安全性の確保

海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等をはじめ危険物が含まれているため、回収を行う主体の安全確保が必要である。

このため、沖縄県は、民間団体等への支援に際し、知識の普及や助言を行うこと等により、その活動の安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めるものとする。

## （4）国際協力の推進

海岸漂着物は国境を越えて国外からも漂着することから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られるよう取組が推進されるべきである。

沖縄県では、海外由来の海岸漂着物が多くみられることから、その漂着状況について情報発信するとともに、海外の自治体・民間団体レベルの交流に努める。また、国が行う国

際的な対策の推進に協力するものとする。

#### (5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項

##### ① 環境教育及び普及啓発

海岸漂着物対策を実施する上では、全ての県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な取組を促進するべきである。

沖縄県は、環境教育の推進に必要な施策（環境保全等に関する教育や学習の振興等）を講ずるとともに、広報活動等の充実によって県民に対する普及啓発を図り、自発的な美化活動を促進するものとする。更には、NPO等その他の民間団体等が自主的に清掃キャンペーンなどの活動を行っていることから、沖縄県は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めるものとする。

##### ② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用と将来の対策を担う人材の育成

海岸漂着物処理推進法に規定されている海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等は、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。

このため、沖縄県では、普及啓発や関係者の連携の確保に際して、海岸漂着物処理推進法の規定により知事が指定した海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用を図るものとする。

また、沖縄県では、海岸漂着物の対策は長期的な展望に立ち、将来を見据えた体制づくりも重要と考えられることから、県内において地域住民、民間団体、行政機関、学校教育機関等を対象として、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進していくものとする。

##### ③ 技術開発、調査研究の推進

###### ア 効率的・効果的な回収方法

海岸漂着物等の処理の推進を図るためにには、効率的・効果的な回収を行うことが必要である。特に離島等においては海岸への機材等の搬入や海岸漂着物等の運搬が困難な場合もある。

このため、沖縄県では、離島等における海岸へのアクセスが困難な場所での回収をはじめ、海岸漂着物等の効率的・効果的な回収に向けた手法の調査研究を推進するよう努めるものとする。

###### イ 海洋漂着物等の処理等に関する技術

海岸漂着物等の円滑な処理を図るためにには、その多様な性質や態様等に即した適切な方法が求められるため、技術開発の果たす役割は大きい。また、海岸漂着物等の効率的な処理や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは、海岸漂着物等の処理施設や処理費用等の対応が十分でない離島等においては、対策を進める上で大きな利点となると考えられる。

このため、沖縄県は多様な性質を持つ海岸漂着物等について、適正かつ効率的な処理技術や、循環型社会にふさわしいリサイクル技術に関する調査研究の推進に努めるものとする。

## 第2章 沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」

「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」は、海岸漂着物処理推進法に定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の第十四条の規定に基づいて、沖縄県が作成するものである。なお、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」は、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」、「沖縄県環境基本計画」及び「沖縄県観光振興基本計画」等の基本計画のほか、沖縄振興計画等、県の基本計画の方針との整合性を図って作成される。

### 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

#### (1) 選定方針

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点対策区域」とする）は、海岸漂着物の量と質、漂着状況に加え、対象区域の自然環境（環境保全の観点からみた特徴、地形の特徴等）、社会環境（海岸漂着物が与える観光への影響、海岸清掃活動の状況等）等の情報を収集整理し十分検討した上で、海岸あるいは区域毎に重点対策の必要性に関する評価を実施し、選定する。なお、選定基準は、地域の特性や多様な地域関係者からの意見を踏まえて検討するものとする。

#### (2) 重点対策区域の選定

県内の各地域・島毎に、海岸の地形的条件やごみ漂着条件等を勘案し、海岸漂着物の被害が想定される区域を設定する。

#### (3) 重点対策区域における海岸漂着物対策の優先度

海岸漂着物対策実施における優先度を決定するにあたっては、県内を4つの地域に区分し、それぞれの地域特性に応じた対策の基本方針を策定し、地域毎に個別の視点をもって、特に下記の事項に配慮して選定するものとする。また、対策の優先度の評価方法については、別紙2に示す。

##### ① 沖縄本島地域

本地域は、ボランティア清掃活動が盛んであり、県内においては処理能力の点で比較的施設の充実が図られている一方で、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在している。また、一部海岸では地域住民の生活及び生産活動に起因する海岸漂着物が顕著であるとの指摘がなされている。したがって、これらの問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

##### ② 本島周辺の離島地域

本地域の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市町村及び地元自治会等に限られ、活動の実施機会が限られている。また、回収した海岸漂着物等を廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運

搬処理費用の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

### ③ 宮古諸島地域

本地域は、宮古島では市の廃棄物処理施設の充実が図られており、ボランティア清掃活動が拡がりつつあるものの、地域の海岸清掃活動には限界があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在するという問題がある。また、他の島々では人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市村及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

### ④ 八重山諸島地域

本地域は、石垣島ではボランティア清掃活動が盛んであるものの、その活動には地域差があり、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在する、市の廃棄物処理施設の能力は、海岸漂着物の受入れという点からは必ずしも十分とはいえない、処理しきれない場合は業者委託による運搬処理が必要となり、その費用負担が必要となる等の問題がある。また、石垣市以外の地域では、人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが町及び地元自治会等に限られている。さらに、回収した海岸漂着ごみを廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があるなど、運搬処理費の確保等が問題となっている。したがって、回収処理に必要な体制や運搬処理費の問題に配慮した選定を行うことを基本とする。

### (4) 重点対策区域

重点対策区域を別紙1に示す。

### (5) 重点対策区域毎の対策方針とその内容

選定された重点対策区域については、それぞれの対策方針とその内容の検討を行った上で対策事業を実施するものとし、別紙2に示す。

## 2. 回収に係る関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

地域の関係者の役割分担及び相互協力のあり方については、対象地域における海岸漂着物被害の状況と対策に係る課題等を把握し、海岸漂着物処理推進法や琉球諸島沿岸海岸保全基本計画等の方針を踏まえて検討する。

ここで目的とするのは、地域関係者による地域の事情に見合った体制づくりである。そのためには官民相互協力における役割分担や、他の活動との連携による地域全体の活性化、効率的・効果的な望ましい海岸清掃体制の確立等を実現するための具体的な施策が必要である。

既に沖縄県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されているが、課題も多く残されていることを踏まえると、関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制づくりにあたっては、以下に列記する点を考慮しなければならない。

- ・海岸漂着物等の対応に関する責務は行政にあるが、回収には、地域住民等のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。
- ・行政は、管理する海岸を清潔に保つとともに、清掃用具の提供や回収ごみの処理等、地域

の海岸清掃活動を支援する必要がある。

- ・海岸清掃活動に熱心なボランティア団体等では、自らの活動により海岸漂着物対策に関する豊富な経験と知識、ノウハウ等を持ち合わせていることから、行政はこれらの知識や技術等を県内において幅広く活用できるよう配慮するとともに、これらの民間団体等と相互に協力し、情報を共有して、良好な関係を築くことが重要である。
- ・地域関係者の連絡調整のネットワークや組織が必要であり、県内各地域に係るものについては地域住民、民間団体、NPO 等、市町村等の関係者が協力し、また、県内全域に係るものについては沖縄県が推進するものとする。
- ・ボランティア団体における清掃用具の確保や回収したごみの処理（特に費用、処分方法）等に大きな課題が残されている地域では、関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度に伴う国の財政措置を要請する必要がある。

### 3. 望ましい海岸清掃体制に関する事項

沖縄県内における望ましい海岸清掃体制は、前節の考え方により、県は市町村等と連携し、地域住民、民間団体、NPO 等の協力の下に役割分担を整理した上で、「情報の共有」「清掃計画策定」「回収体制の確立」「コスト低減対策」の4つの方向性で構築するものとする。

#### (1) 情報の共有

海岸清掃の体制を整備するにあたり、最も重要であり基礎となるのは、海岸漂着物等に係る様々な情報を収集・整理し、県・市町村等は、地域住民、民間団体、NPO 等の関係者全体とその情報を共有することである。

情報を共有するにあたっては、行政機関が構築する連絡体制や地域関係者による情報ネットワークのほか、インターネットやマスコミ等を有効に活用し、関係者全体の協力の下で情報の効率的かつ適切な集約・整理と速やかな公表体制の構築を目指すものとする。

海岸漂着物等に係る様々な情報のうち、特にその共有に努めるべき事項等は、以下に列記する点である。

- ・各海岸における海岸漂着物等の漂着量や被害の状況
- ・海岸清掃の実施に係る情報
- ・海岸清掃方法や運搬処理に係る情報
- ・行政が実施する海岸漂着物等の対策に係る情報
- ・海岸漂着物等の対策に係る普及啓発、環境教育に係る情報

なお、より効率的・効果的な情報の共有を進めるため、沖縄県及び地域関係者は、必要に応じて地域住民、民間団体、NPO 等、市町村等の関係者による協議の場を設けるものとする。

#### (2) 海岸清掃計画の策定

効率的・効果的な海岸漂着物対策を進めるために必要と認められる場合には、沖縄県が中心となり、地域毎等に、海岸清掃計画（年度計画）の策定に努めるものとする。

海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況と海岸生態系等への被害状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分（国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分）等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO 等、市町村等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。

市町村は、沖縄県等の策定した海岸清掃計画を推進するため、地域の関係者の意見を踏まえた上で、清掃体制の整備計画を策定するよう努めるものとする。

なお、海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用できるように、利用できる補助金制度と対象事業の内容について、地域の状況に合わせた形で整理しておくことが重要である。

### (3) 回収体制の確立

海岸漂着物等の回収方法や処理方法等、必要とされる回収体制は地域毎・海岸毎等により異なると考えられるため、それぞれの回収体制を構築する必要がある。

回収体制を確立する上での基本理念は、「県・市町村等の行政機関が主体的に実施し、必要に応じて民間に協力を要請する」とする。例えば、回収は民間の参画で協力的に実施してもらい、運搬・処分を行政が担当する、という体制が考えられる。また、行政が、同地域内の地域住民、民間団体、NPO 等、市町村等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。

以上のことから、沖縄県では、地域関係者の役割分担及び相互協力が可能な回収体制について、具体的な対策項目毎に整理・検討した上で、取組の実施を進めるものとする。

#### ① 回収体制の基本方針

海岸漂着物等の回収体制は、県・市町村等の行政機関を主体とし、予め想定される清掃活動等の形態毎に、関係者の役割分担及び相互協力の体制を考慮しつつ構築するものとする。

想定される清掃活動等の形態としては、「国や県等の予算による措置」としての補助事業、「行政機関の例年予算による措置」として海岸管理者等が実施する所轄の保全対策費等による回収事業、「通常時の海岸清掃の取組」としての主に日常的な地域の取組（ボランティア清掃等）等が挙げられる。

また、主な地域関係者の役割分担は以下のとおりとする。

海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。回収が困難なごみのうち、特に地域住民や観光客等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるものについては、関係行政機関と連携し速やかに対応する。

市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。

沖縄県の廃棄物担当部局は、海岸漂着物等の適正処理に係る指導・助言を行う。

地域住民、民間団体、NPO 等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。

回収事業等の実施者は、適正な海岸漂着物等の回収と処理等を行う。

#### ② 災害等緊急時の連絡回収体制

沖縄県内の海岸では、災害起因の場合を含め、流木、廃油、劇薬、医療系廃棄物等の危険なごみの予期せぬ大量漂着がみられる。これらの危険なごみは再漂流による事故、自然環境への影響、人的被害等を及ぼす恐れがあるため、早期の対策が求められる。したがって、危険なごみの大量漂着に対しては、関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた緊急の連絡体制と回収体制作りが必要である。

##### ア 連絡体制

危険なごみの大量漂着がみられた場合の関係者の連絡体制は以下のとおりとする。

沖縄県では、県と地域の関係機関が連携した対応が必要な場合、地域の関係機関で対応

が可能な場合を見極めつつ、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等を中心とした対策の検討が可能となる既存の連絡体制を活用する。更に、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等は、地域関係者による情報ネットワークやマスコミ等を活用し、詳細な漂着と被害状況に係る情報収集に努めるものとする。

また、地域住民等が危険なごみの大量漂着を確認した場合には、速やかに海岸管理者、市町村、地域関係者による情報ネットワーク、海上保安庁、所轄の警察署等への通知により、地域関係者への周知と行政機関の対応の早期実現の支援に努めるものとする。

#### イ 回収体制

危険なごみの大量漂着がみられた場合の回収体制は、漂着したごみの種類と量により個別に判断されるべきものであるが、概ね事業による回収と、地域住民、民間団体、NPO 等、市町村等の関係者の役割分担及び相互協力による回収に大別される。

危険なごみの大量漂着がみられた場合の主な地域関係者の回収作業に係る役割分担は以下のとおりとする。

沖縄県の廃棄物担当部局は、危険なごみの取扱いや適正処理に係る指導・助言を行う。

海岸管理者は、回収事業の実施、回収された危険なごみの適正な処理等を行う。

市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な危険なごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等を行う。

地域住民、民間団体、NPO 等は、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。

回収事業等の実施者は、適正かつ安全な回収と処理等を行う。

#### ③ 漂流ごみ等の回収体制

県の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしているため、地域毎に関係者の役割分担及び相互協力を踏まえた回収・処理体制作りが必要である。

日常的に海域で操業を行う漁業従事者やマリンレジャー業者等は、操業に支障をきたさず、安全が確保される範囲において回収作業への協力等を行う。

市町村は、回収作業の支援と連携、処理可能な漂流ごみの受入れ、国の補助金制度等の有効活用等に努める。

沖縄県の廃棄物担当部局は、市町村が処理できない漂流ごみ等が適正処理されるよう、関係者と連絡調整に努めるものとする。

#### (4) コスト低減対策

沖縄県内の多くの海岸では、処理費が十分に確保できないため、海岸漂着物の回収処理が十分に行われていない実情があり、海岸漂着物対策に係るコスト低減対策を推進することは大変重要である。

海岸漂着物対策に係るコスト低減対策としては、短期的な視点による対策として国や県の補助金事業等の活用による回収処理費の確保があり、また、長期的な視点による対策として回収から処理に至るまでの工程毎に取組むコスト低減化等がある。これらのコスト低減対策を実施するためには、対象となる海岸あるいは地域に合った対策方法を選択し、実施する必要がある。

## ① 行政が実施する対策

海岸管理者及び市町村は、国や県の補助金等を有効に活用することにより、地域における海岸漂着物等に係る回収処理費の負担軽減に努めるものとし、また、補助金等の効果的な活用のために国や県の担当機関と積極的な連携、調整を図るものとする。

沖縄県は、地域における海岸漂着物等の減容化、再利用、リサイクル等の処理コスト低減のための情報提供や必要となる施設導入の支援に努めるものとし、特に域内処理が困難な離島地域については、積極的な支援を行うものとする。

## ② 民間が実施する対策

地域住民、民間団体、NPO 等によるボランティア海岸清掃活動の拡大や活動時の適切な海岸漂着物等の分別の推進、更には行政機関等が実施する回収事業に対する積極的な協力等は、結果として海岸管理者、市町村、回収事業者等が実施する海岸漂着物等の対策費用の軽減につながると考えられる。地域において先進的な活動を行っている民間団体や NPO 等は、これらの取組が推進されるよう、地域において指導的な役割を担うよう努めるものとする。

地域の企業等は、企業ボランティアとしての海岸清掃活動や、自らが持つ技術を有効に活用することにより行政機関等が実施する海岸漂着物等の回収事業に係るコスト低減への積極的な協力に努めることとする。なお、処理を行う業者は、海岸漂着物等の処理コスト低減に努めるとともに、減容化、再利用、リサイクル等に積極的に取組むこととする。

## 4. 効果的な発生抑制対策に係る事項

海岸漂着物等の発生の効果的な抑制については、原則として県内ののみならず県外も含め全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。実行性のある取組とするために、沖縄県は県民の意識の高揚を図りつつ、県民、NPO 等民間団体、事業者、市町村、県等の多様な主体の適切な役割分担及び相互協力と連携の下に行われなければならない。

基本的な施策としては、環境教育と普及啓発、人材の育成、県内由来の海岸漂着物となる廃棄物の発生抑制、県外や周辺地域との相互協力と連携等が挙げられ、沖縄県は、県内で求められている適切な対策を検討、選択し推進する。

### (1) 普及啓発と環境教育、将来の海岸漂着物対策を担う人材の育成

#### ① 環境教育及び普及啓発に係る情報共有と効果的な実施

沖縄県内で地域住民、NPO 等民間団体、市町村等により実施されてきた海岸漂着物対策に係る環境教育と普及啓発に係る活動とその成果については、必ずしも県内で広く情報が共有され十分な有効活用がなされてきた訳ではない。したがって沖縄県では、積極的にその情報の収集、整理及び公開に努め、また、環境教育の拡充のため、環境教育の実施者と教育委員会等の行政機関との連携を図るほか、これら関係者の連携した取組を行うための意見交換の場を設けることとし、県内のそれぞれの地域において有効な環境教育及び普及啓発に係る施策について十分な検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

#### ② 将來の海岸漂着物対策を担う人材の育成方針

海岸漂着物等に係る環境教育と普及啓発を続けていくためには、将来的海岸漂着物対策を担う人材の育成・教育を推進するための体制が整えられることが重要である。沖縄県は、全

ての県民が当事者意識をもって行う自主的・積極的な将来に向けての取組を尊重しつつ、その援助に努めるほか、海岸漂着物処理推進法の規定により知事が指定する海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体等の活用等の制度についても必要に応じて整備するものとする。

#### (2) 県内由来の海岸漂着物の発生抑制対策

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した調査によれば、人口の多い地域においては県内が発生源と判断されるごみも少くないことが明らかになってきている。

沖縄県は、海岸漂着物のモニタリング調査や地域関係者からの情報収集等を通じて、県内における海岸漂着物の発生源の把握に継続的に努めるものとする。

海岸漂着物の県内からの発生抑制対策を推進するにあたっては、官民が連携し県民生活や事業活動から排出されるごみの削減を推進する必要がある。ごみの削減は、ごみの排出量の削減のみならず、国際的に主要な海洋プラスチックごみの一因と考えられる使い捨て製品等について、その利用量を削減する方策も含まれ、県は地域住民、NPO 等民間団体、事業者等のもつ技術、知恵、経験を生かし、また連携し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に鑑み、使い捨て製品等の利用を削減していく措置を講ずるものとする。

#### (3) 地域内外や流域圏等を含んだ広域的なごみの発生抑制

##### ① 陸域から海域への発生状況の把握、措置の検討と実施

陸域で発生したごみが河川を経由する等により海岸に漂着し被害が認められた場合には、適宜、河川管理者、関係市町村等の関係行政機関及び民間の協力を得つつ、ごみの発生状況を調査等により把握するとともに、必要となる措置を検討し、地域関係者が連携して対策に取組むための方策を検討する。方策が示された場合には、地域関係者となる市町村等は、地域住民やNPO 等民間団体と連携してごみの流出防止、ごみの原因となる人工物及び自然物がごみとならないための方策、流域圏へ流出したごみの回収等の措置への協力に努める。

また、事業活動により事業範囲外へ将来ごみとなるものの排出が予見される場合や認められる場合には、事業者は自ら排出防止に努めるものとする。

##### ② 隣接地域との協力・連携

海岸漂着物あるいは漂流物となりうるごみが発生し、その流出先が市町村、県をまたぐ場合には、流出源となる地域は、流出に係る関係者・関係機関が協力し、可能な限り発生したごみの質や量等の把握に努め、流出先の地域に対しその情報を共有するとともに、速やかにごみの流出防止措置をとるものとする。また、必要に応じてごみの発生地域と流出先地域関係者による対策のための協議を行うものとする。

#### (4) 東アジア地域における相互協力、連携の推進

県内の海岸に漂着している海岸漂着物等は、県内と海外の両方に由来しており、沖縄県が実施した実態調査によれば、主に離島地域において海外由来の海岸漂着物の割合が高く、近年は東南アジア地域由来のものも見られる一方、東アジア地域で製造されたものが主体であるため、沖縄県の海岸漂着物対策は、特に東アジアの各地域と連携して取り組む必要がある。

沖縄県は、東アジア各国の地方公共団体やNPO 等民間団体等と地域間で連携し、情報共有・対策推進のためのネットワークを確立しつつ、東シナ海を取り巻く地域の海岸漂着物の削減

と発生抑制を目的として協議の場を確保し、技術的手法の共有や相互協力、連携を推進する。

また、必要に応じて国へ調査・分析データ等を発信・提供し、情報共有することで、国の国際的対応や対策の推進に役立ててもらうよう努める。

## 5. その他配慮すべき事項

沖縄県において海岸漂着物対応策を推進していくためには、先に述べた重点対策区域の選定や、関係者の役割分担及び相互協力による海岸清掃体制の構築等のみならず、沖縄県内の海岸区域に及ぼしている海岸漂着物の被害に即した配慮事項や対策等が必要である。特に必要な事項としては、県内の海岸漂着物等の状況を正確に把握するための「海岸漂着物等のモニタリング」、適切な海岸清掃計画の策定と実施のための「海岸清掃マニュアル」の整備等がある。これらについては、更に様々な対策の項目が含まれることから、有効な項目の選定と推進内容について検討した上で実施するものとする。

### (1) 海岸漂着物等のモニタリング

沖縄県における海岸漂着物等の効果的な回収処理や発生抑制のための施策を実施するためには、海岸漂着物等の漂着状況や発生源等について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、沖縄県は、海岸漂着物等の漂着状況や発生源を把握するため、市町村等と連携し、地域住民、NPO 等民間団体とも協力し、定期的にモニタリング調査を行うよう努める。また、NPO 等民間団体の定期的な海岸漂着物対策に係る取組から得られる情報を収集し、海岸漂着物の基礎情報を整理するよう努めるものとする。

なお、沖縄県では、沖縄県海岸漂着物対策地域計画を策定した平成 21 年度以降、県内全域の海岸を一斉に調査し、海岸漂着物の現存量を把握する調査、県内の代表的な海岸において定期的に調査を実施し、一定期間における漂着量（例えば年間漂着量）を把握する調査の 2 通りの手法による調査を継続的に実施している。その調査結果は、市町村等の行政機関や NPO 等民間団体による海岸清掃計画の策定や、沖縄県や NPO 等民間団体による普及啓発教材の作成に役立てる等、県内で広く活用されており、今後も継続的に取組む計画である。

### (2) 海岸清掃マニュアルの策定

沖縄県内における各地域の持続的な海岸漂着物対策を推進していくためには、海岸漂着物の回収事業や海岸清掃活動を行う者による適切な計画の策定と実施が求められる。

沖縄県は、海岸漂着物対策に係る民間団体、NPO 等、市町村等の関係者の意見を踏まえ、事業主体や回収事業者が実施する回収事業のためのマニュアル（回収事業編）、地域住民や民間団体が主体となって実施する海岸清掃活動のためのマニュアル（住民活動編）をそれぞれ策定するとともに、その普及啓発に努めるものとする。

### (3) その他技術的知見等

上記（1）～（2）の他、沖縄県における海岸漂着物対策に必要となる技術的な知見等としては、適切な回収処理方法の選択、海岸の生態系への影響把握と対策、県内における海岸漂着物等の発生源の把握と対策等があり、対象となる海岸あるいは地域に合った事項を選択し、その具体的な施策を検討した上で実施するものとする。

#### ① 適切な回収処理方法の選択

海岸漂着物等の回収方法を検討する上では、環境配慮、環境保全の視点から人力を優先する。人力での対応が困難な場合には、重機や運搬及び搬出用の船舶、車両等の必要性を検討

するものとする。

また、沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物のうち発泡スチロール類については、製造や漂流の過程において様々な有害物質を吸着し易く、更に漂着後は比較的早期に劣化、分解し、マイクロプラスチックとなる事が判明している。マイクロプラスチックとなった発泡スチロール類は回収が困難となるため、発泡スチロール類や劣化・分解し易いフィルム状やシート状のプラスチック製品等については、海岸に漂着後できるだけ速やかに、高い優先度をもって回収する取組が必要である。

なお、回収した漂着物の処理方法については、地域の実情を考慮し、コスト、効率性、再資源化が可能かどうか等の観点から、関係者間の協議の上で選択するが、資源の有効利用を念頭に分別回収した上で、可能な限り再資源化あるいはリサイクルする。

## ② 人工物の再利用への対策

発泡スチロール製パイについては、船舶の防舷材等として再利用された場合、マイクロプラスチックの発生につながることから、使用の工夫や抑制、劣化対策等を講ずる必要がある。

## ③ 海岸の生態系への影響把握と対策

沖縄県内の海岸では、貴重な動植物による生態系がみられる場合が少なくない。しかしながら沖縄県が実施した調査によると、海岸漂着物や海岸に存在するマイクロプラスチック、更にはこれらに混入あるいは付着している有害物質は海岸動植物等の生態系へ影響を及ぼすリスクが高いことが科学的に明らかになりつつある。

沖縄県は、海岸の生態系に対する海岸漂着物等の影響について、引き続き専門家や地域関係者の協力を得て、情報を収集しつつ必要な対策を講ずるよう努めるものとする。生態系への影響の対策を検討する上で必要となる事項等は、以下に列記する点である。

- ・生態系への影響を把握する上では、専門家、対象となる海岸の生態系に精通した地域関係者や関係する行政機関等の協力、助言を得るものとする。
- ・生態系への影響やその規模等を把握するだけでなく、影響を与える海岸漂着物の種類と発生原因等についても把握するよう努める。
- ・例えば、海岸に防潮林（マングローブ林等）が隣接している地帶では、海岸と防潮林それぞれを異なる機関が所管している場合がある。生態系への影響がある海岸漂着物等の回収を計画する場合には、対象となる海岸と生態系を所管する行政機関等が中心となり、適切な回収体制の構築を検討するものとする。特に、回収作業を実施することによって生態系へ影響を与えてしまう場合もあることに特段の留意が必要である。

## 6. 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

沖縄県における海岸漂着物対応策は、前記の5項目である「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」、「関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」、「望ましい海岸清掃体制に関する事項」、「効果的な発生抑制対策に係る事項」「その他配慮すべき事項」が円滑に推進され、それぞれが相乗的な役割を果たした上で成果をあげることができると想定される。そのためには、沖縄県関係機関による推進体制を構築する必要がある。

### (1) 沖縄県内部での連携

沖縄県内では、環境部局や海岸管理部局等の横断的な連携・協力体制を確保するものとする。

### (2) 沖縄県・関係市町村間の連携

海岸漂着物対策の推進に際し、沖縄県と関係市町村との連携が図られるよう、協議会の活用をはじめ、相互の連絡調整等を円滑に図るための連携・協力体制を確保するものとする。

### (3) 県外地域との連携

沖縄県は、地域外から流入する海岸漂着物への対応や、海岸漂着物の発生抑制での連携・協力が円滑に図られるよう、県外地域（他県や周辺国）との情報・意見交換等を推進し、必要に応じて県外地域と連携するための体制を整えるよう努めるものとする。

### (4) 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に係る検討の実施

沖縄県の海岸漂着物対策の方針は、対策の実施による成果や新たに生じてくる課題等に応じて柔軟な対応が求められる。また、国の基本方針は、海岸漂着物処理推進法の施行後3年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定の検討等必要な措置を講ずるものとされている。したがって、本計画は、沖縄県内における海岸漂着物対策の進捗や取り巻く環境の変化、国の基本方針の改定等に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。

## 沖縄県海岸漂着物対策地域計画 用語説明

### 海岸管理者：

海岸の管理については、海岸法(昭和31年5月12日公布)の第5条、第37条の3等に定められており、海岸保全区域及び一般公共海岸の管理は海岸管理者が行うとされている。

沖縄県における、港湾区域や漁港区域を除く海岸保全区域及び一般公共海岸の管理者は沖縄県知事（各地域の土木事務所、農林土木事務所、農林水産振興センター）であり、また、港湾区域においては港湾管理者の長、漁港区域においては漁港管理者の長が海岸管理者となる。なお、海岸管理者との協議に基づき、恩納村長及び渡嘉敷村長が地域の海岸管理を行っている。